

平成25年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会資料

目次

1	平成24年選定施設分布（上水道・青色申告）	p1
2	選定浴場の入浴人員階層別分布推移	p2
3	平成24年経営状況調査項目	p3
4	個人・法人総収支等実績表（階層別一浴場平均）	p4
5	標準公衆浴場経費実績比較表	p5
6	1日の大人1人あたりにかかる営業費用の計算方法	p6
7	1日大人1人あたりの営業費用	別紙1
8	重油価格推移表（平成18年～平成26年1月）	p7
9	ガス平均価格料金推移表（平成18年～平成26年1月）	p8
10	電気料金 燃料費調整単価・標準家庭における支払額の推移	p9
11	大阪府内企業賃金改定状況	p10
12	消費税率の引上げに伴う公衆浴場入浴料金の統制額の指定について	p11
13	消費税関係資料（消費税法改正等のお知らせ、消費税のあらまし（抜粋））	p12～15
14	入浴料金改定の可否検討のポイント	p16
15	公衆浴場入浴料金改定の検討	別紙2
16	利用料金早見表	別紙3
17	全国公衆浴場入浴料金統制額	p17
18	公衆浴場補助対策等	p18

1 平成24年選定施設分布(上水道・青色申告)

区分	利用者 数階層	基礎調査施設数				選定施設数			
		全体				全体			
		重油	併用	代燃	計	重油	併用	代燃	計
個人	1-50	17	10	33	60 (16.3%)	3	1	5	9 (16.1%)
	51-100	59	50	82	191 (52.0%)	8	8	11	27 (48.2%)
	101-150	27	24	36	87 (23.7%)	4	4	6	14 (25.0%)
	151-200	7	3	10	20 (5.5%)	1		3	4 (7.1%)
	201-250	1	2	3	6 (1.6%)			1	1 (1.8%)
	251-300		1		1 (0.3%)		1		1 (1.8%)
	301-350		1	1	2 (0.6%)				
	計	111	91	165	367 (100.0%)	16	14	26	56 (100.0%)
法人	1-50	2	3		5 (5.7%)	1			1 (7.1%)
	51-100	8	7	13	28 (31.8%)	1	2	2	5 (35.7%)
	101-150	12	4	16	32 (36.4%)	1	1	3	5 (35.7%)
	151-200	1	5	4	10 (11.4%)		2		2 (14.4%)
	201-250	2		2	4 (4.5%)	1			1 (7.1%)
	251-300	1	1		2 (2.3%)				
	301-350			3	3 (3.4%)				
	351-400								
	401-450			1	1 (1.1%)				
	451-500								
	501-	1		2	3 (3.4%)				
	計	27	20	41	88 (100.0%)	4	5	5	14 (100.0%)
全体	1-50	19	13	33	65 (14.3%)	4	1	5	10 (14.3%)
	51-100	67	57	95	219 (48.1%)	9	10	13	32 (45.7%)
	101-150	39	28	52	119 (26.2%)	5	5	9	19 (27.1%)
	151-200	8	8	14	30 (6.6%)	1	2	3	6 (8.6%)
	201-250	3	2	5	10 (2.2%)	1		1	2 (2.9%)
	251-300	1	2		3 (0.7%)		1		1 (1.4%)
	301-350		1	4	5 (1.1%)				
	351-400								
	401-450			1	1 (0.2%)				
	451-500								
	501-	1		2	3 (0.6%)				
	計	138	111	206	455 (100.0%)	20	19	31	70 (100.0%)

2 選定浴場の入浴人員階層別分布推移

階層別	個人									法人								
	10	11	12	17	19	24			10	11	12	17	19	24				
	採用	採用	採用	採用	採用	選定	採用	継続	採用	採用	採用	採用	採用	選定	採用	継続		
1~50	-	-	-	-	-	9	9	1	-	-	-	-	-	1	1			
51~100	-	-	-	-	13	27	27	8	-	-	-	-	4	5	5	5		
101~150	-	-	-	31	26	14	14	8	-	-	-	7	7	5	5	3		
151~200	24	25	30	11	6	4	4	3	6	7	7	7	5	2	2	2		
201~250	14	16	13	7	5	1	1		4	3	4	3	2	1	1			
251~300	8	7	5	1		1	1		3	3	3	2	1					
301~350	2	1	1						2	2	1		1					
351~400	2	1	1						1	1	1	1						
401~450									1	1	1							
451~500																		
計	50	50	50	50	50	56	56	20	17	17	17	20	20	14	14	10		

	24年	19年	17年	12年	11年	10年	9年	8年	7年
(注) ①個人浴場追跡率 (%)	35.7	84.0	64.0	38.0	54.0	56.0	68.0	64.0	60.4
②法人浴場追跡率 (%)	71.4	90.0	55.0	70.6	52.9	47.1	41.2	62.5	68.8
③経営状況調査浴場追跡率 (%)	42.9	85.7	61.4	46.3	53.7	53.7	61.2	63.6	62.5

3 平成 24 年経営状況調査項目

標準公衆浴場 70 施設（個人経営 56 施設・法人経営 14 施設）

（個人経営：青色申告書の写し 法人経営：決算書の写しをもとに調査）

収 益	
1	年間入浴料金収入
2	営業外収入
3	その他利益
収 益 合 計	

営業費用	消費税対象項目
1 人 件 費	
2 水 道 料	(*)
3 燃 料 費	(*)
4 電 気 料	(*)
5 借地借家料	
6 消 耗 品 費	(*)
7 保 險 料	
8 旅費通信費	(*)
9 会費交際費	(*)
10 減価償却費	
11 修 繕 費	(*)
12 公 租 公 課	(*)
13 支 払 利 子	
14 雑 費	(*)
営業費用合計	

資 本 等	調 査 内 容
個 人 経 営	元入れ金及び青色申告特別控除前の所得金額
法 人 経 営	純 資 産

4 個人総収支等実績表(階層別一浴場平均)

区 分 (件数)	1~50 9	51~100 27	101~150 14	151~200 4	201~250 1	251~300 1	一浴場平均 56
入浴料金収入	5,079,043	10,597,945	15,565,114	24,676,161	28,519,420	34,565,988	12,706,385
営業外収入	96,844	216,473	393,688	607,529	618,727	1,085,704	292,189
その他利益	257,379	259,797	460,694	691,233	1,771,420	52,605	363,743
収益合計	5,433,266	11,074,215	16,419,496	25,974,923	30,909,567	35,704,297	13,362,317
人件費	700,663	2,149,242	3,473,470	4,904,051	4,363,530	5,400,000	2,541,854
水道料	429,065	567,259	1,064,076	823,574	1,810,798	1,570,163	727,677
燃料費	1,318,337	1,907,115	2,312,820	3,652,920	6,661,128	6,251,662	2,201,091
電気料	804,391	2,132,749	2,341,251	3,630,630	11,518,186	1,196,686	2,229,262
借地借家料	400,187	345,651	660,436	922,500	0	0	461,971
消耗品費	266,444	413,864	627,755	1,027,291	1,966,400	1,417,749	533,111
保険料	94,233	183,975	156,973	229,968	256,615	443,700	172,022
旅費通信費	90,760	149,559	143,394	138,530	39,986	134,695	135,558
会費交際費	200,084	193,761	156,445	259,445	96,000	122,400	187,120
減価償却費	713,462	1,284,701	1,437,298	4,081,758	6,088,201	4,818,247	1,579,710
修繕費	337,416	436,223	749,310	897,229	672,495	864,240	543,406
公租公課	135,110	459,892	587,533	1,110,655	1,391,600	1,645,268	523,893
支払利子	100,125	22,028	65,430	313,344	338,822	1,733,575	102,458
雑費	236,827	659,998	658,934	1,094,945	1,492,930	1,083,184	645,221
営業費用合計	5,827,104	10,906,017	14,435,125	23,086,840	36,696,691	26,681,569	12,584,354

法人総収支等実績表(階層別一浴場平均)

区 分 (件数)	1~50 1	51~100 5	101~150 5	151~200 2	201~250 1	一浴場平均 14
入浴料金収入	6,235,894	12,519,437	19,587,919	18,818,841	27,657,745	16,576,293
営業外収入	17,130	262,865	336,086	458,497	511,764	317,189
その他利益	20,296,275	840,347	1,576,901	569,293	1,030,297	2,467,957
収益合計	26,549,299	13,622,649	21,500,906	19,846,631	29,199,806	19,361,439
人件費	2,778,984	5,376,481	9,054,868	9,980,979	15,693,071	7,899,340
水道料	332,780	774,742	908,081	1,042,830	892,745	837,522
燃料費	1,898,750	2,905,739	2,946,455	892,917	3,827,960	2,626,679
電気料	1,722,126	2,356,148	1,856,528	3,263,780	2,091,640	2,243,193
借地借家料	0	1,443,430	2,391,813	1,206,510	3,428,568	1,786,986
消耗品費	109,980	433,572	837,827	713,614	683,438	612,689
保険料	7,500	154,858	185,834	119,270	134,860	148,883
旅費通信費	79,498	132,002	114,684	124,549	61,934	115,997
会費交際費	98,400	131,215	129,246	210,550	244,800	147,615
減価償却費	3,494,208	834,442	832,174	338,125	0	893,110
修繕費	22,575	512,621	910,547	261,185	748,029	600,629
公租公課	97,100	376,720	632,324	657,550	18,803	462,588
支払利子	0	53,117	90,000	254,263	0	87,436
雑費	582,490	870,609	737,814	695,831	1,103,741	794,286
営業費用合計	11,224,391	16,355,696	21,628,195	19,761,953	28,929,589	19,256,953

5 標準公衆浴場経費実績比較表

	H9	H10	H11	H16	H18	H24
科 目	一浴場平均	一浴場平均	一浴場平均	一浴場平均	一浴場平均	一浴場平均
1 入浴料金収入	21,701,253	22,291,181	21,743,636	17,652,612	15,919,541	13,480,366
2 営業外収入	704,503	683,114	684,416	572,589	462,054	297,189
3 その他利益	522,085	554,348	656,092	832,066	691,616	784,585
収益 合計	22,927,841	23,528,643	23,084,144	19,057,267	17,073,211	14,562,140
4 人件費	5,452,852	5,300,744	5,285,756	4,456,094	3,901,218	3,613,351
5 水道料	996,897	1,155,467	1,263,488	1,130,557	960,541	749,646
6 燃料費	1,830,683	1,651,117	1,513,302	1,235,417	2,003,867	2,286,209
7 電気料	1,727,168	1,917,362	1,964,177	2,091,943	1,749,913	2,232,048
8 借地借家料	747,887	755,879	779,160	809,088	632,584	726,974
9 消耗品費	754,824	860,083	864,219	842,614	732,300	549,026
10 保険料	203,553	196,376	204,822	220,195	188,481	167,394
11 旅費通信費	117,227	146,027	159,551	147,464	138,018	131,646
12 会費交際費	222,772	222,408	234,653	239,734	232,851	179,219
13 減価償却費	3,052,341	3,491,815	3,174,283	1,979,118	2,122,998	1,442,390
14 修繕費	667,164	867,835	714,857	724,621	536,487	554,851
15 公租公課	701,622	821,040	856,044	661,150	855,753	511,632
16 支払利子	1,137,945	1,370,233	1,104,262	394,555	445,884	99,454
17 雑費	690,592	875,193	821,708	1,001,097	724,952	675,034
営業費用 合計	18,303,527	19,631,579	18,940,282	15,933,647	15,225,847	13,918,874

6 1日の大人1人あたりにかかる営業費用の計算方法

$$(1) \text{ 1日の大人に換算した入浴者数 (人)} = \frac{\text{年間の入浴料金収入 (円)}}{\text{年間営業日数 (312日)} \times \text{大人1日の入浴料金 (410円)}}$$

$$(2) \text{ 1日の大人1人あたりにかかる営業費用 (円)} = \frac{\text{年間営業費用 (円)}}{\text{年間営業日数 (312日)} \times (1)}$$

◎平成24年実績70施設の平均

$$(1) \text{ 1日の大人に換算した入浴者数 (人)} = \frac{13,480,366 \text{ 円}}{312 \text{ 日} \times 410 \text{ 円}} = 105 \text{ 人}$$

$$(2) \text{ 1日の大人1人あたりにかかる営業費用 (円)} = \frac{13,918,874 \text{ 円}}{312 \text{ 日} \times 105 \text{ 人}} = 424 \text{ 円}$$

参 考 资 料

重油価格推移表（平成18年～平成26年1月）

（1Klあたり）（円） 消費税込

改定日	A重油	B重油	L S重油
H18.1	59,325	56,280	57,225
H18.6	67,725	64,680	65,625
H19.1	68,250	65,205	66,150
H19.6	69,300	66,150	67,200
H20.1	84,000	80,850	81,900
H20.6	96,600	92,400	94,500
H21.1	64,575	59,325	62,475
H21.6	63,000	57,750	60,900
H22.1	71,925	66,675	69,825
H22.6	76,650	71,400	74,550
H23.1	74,550	70,350	73,500
H23.6	90,825	86,625	89,775
H24.1	86,625	82,425	85,575
H24.6	89,775	85,575	88,725
H25.1	90,300	86,100	89,250
H25.6	93,450	89,250	92,400
H26.1	101,325	97,125	100,275

燃料費増加推定率(%)	
17.8%	

※B重油の価格推移にて算定

平成24年1月～平成26年1月	
増加額(円)	増加率(%)
14,700円	17.8%

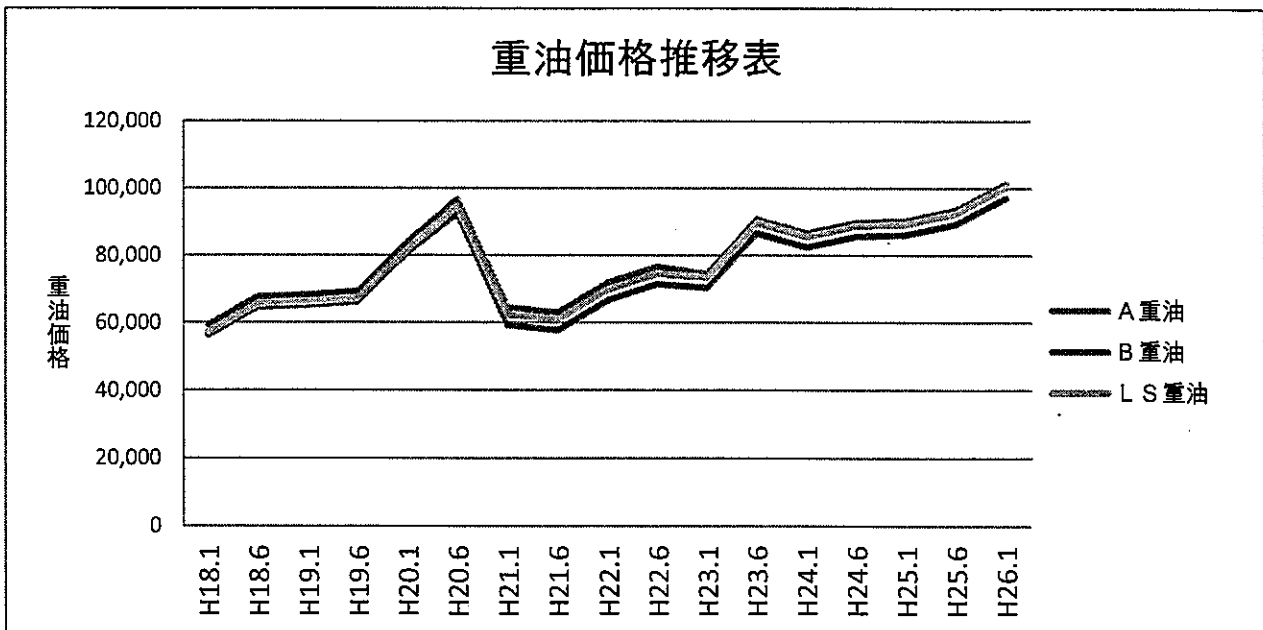
平成22年1月～平成23年1月	
増加額(円)	増加率(%)
3,675円	5.5%

平成23年1月～平成24年1月	
増加額(円)	増加率(%)
12,075円	17.2%

平成24年1月～平成25年1月	
増加額(円)	増加率(%)
3,675円	4.5%

平成25年1月～平成26年1月	
増加額(円)	増加率(%)
11,025円	12.8%

※大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合より



ガス平均原料価格料金推移表（平成18年～平成26年1月）

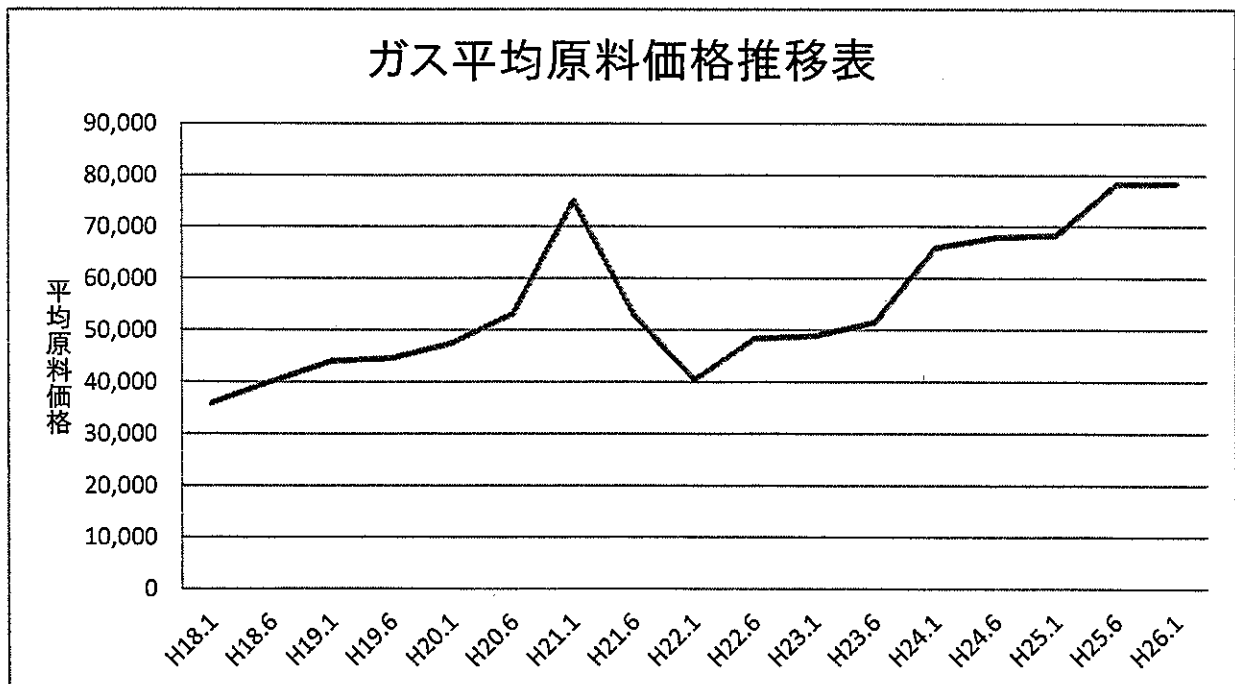
（1トンあたり（円）消費税込）

適用期間	平均原料価格	通関統計対象期間
H18.1	35,920	H17.7～9月
H18.6	40,020	H17.10～12月
H19.1	44,060	H18.7～9月
H19.6	44,650	H18.10～12月
H20.1	47,520	H19.7～9月
H20.6	53,170	H19.10～12月
H21.1	75,010	H20.7～9月
H21.6	52,920	H21.1～3月
H22.1	40,400	H21.8～10月
H22.6	48,390	H22.1～3月
H23.1	48,860	H22.8～10月
H23.6	51,540	H23.1～3月
H24.1	65,860	H23.8～10月
H24.6	67,930	H24.1～3月
H25.1	68,300	H24.8～10月
H25.6	78,190	H25.1～3月
H26.1	78,370	H25.8～10月

ガス平均原料価格増加推定率(%)	
19.0%	
平成24年1月～平成26年1月	
増加額(円)	増加率(%)
12,510円	19.0%

平成22年1月～平成23年1月	
増加額(円)	増加率(%)
8,460円	20.9%
平成23年1月～平成24年1月	
増加額(円)	増加率(%)
17,000円	34.8%
平成24年1月～平成25年1月	
増加額(円)	増加率(%)
2,440円	3.7%
平成25年1月～平成26年1月	
増加額(円)	増加率(%)
10,070円	14.7%

※大阪ガスより



電気料金 燃料費調整単価・標準家庭における支払額の推移

(単位:円 消費税込)

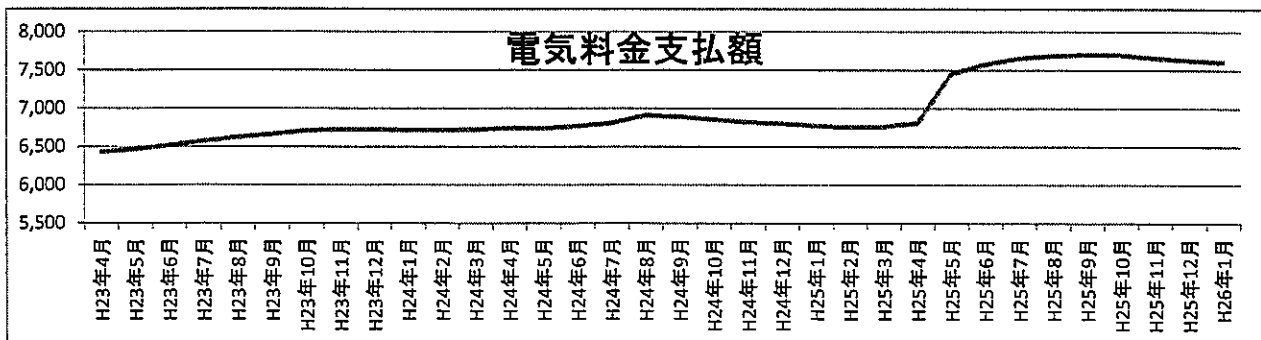
燃料費調整適用期間	燃料費調整単価		太陽光発電促進付加金単価	再生可能エネルギー促進賦課金単価	標準的な家庭の	
		前回との比較			支払額	前回との比較
H23年4月	-0.68	-0.01	+0.03	—	6,430	+5
H23年5月	-0.55	+0.13	+0.03	—	6,469	+39
H23年6月	-0.39	+0.16	+0.03	—	6,517	+48
H23年7月	-0.21	+0.18	+0.03	—	6,571	+54
H23年8月	-0.04	+0.17	+0.03	—	6,622	+51
H23年9月	+0.10	+0.14	+0.03	—	6,664	+42
H23年10月	+0.25	+0.15	+0.03	—	6,709	+45
H23年11月	+0.30	+0.05	+0.03	—	6,724	+15
H23年12月	+0.31	+0.01	+0.03	—	6,727	+3
H24年1月	+0.27	-0.04	+0.03	—	6,715	-12
H24年2月	+0.27	0	+0.03	—	6,715	0
H24年3月	+0.30	+0.03	+0.03	—	6,724	+9
H24年4月	+0.34	+0.04	+0.05	—	6,742	+18
H24年5月	+0.33	-0.01	+0.05	—	6,739	-3
H24年6月	+0.43	+0.10	+0.05	—	6,769	+30
H24年7月	+0.56	+0.13	+0.05	—	6,808	+39
H24年8月	+0.68	+0.12	+0.05	+0.22	6,910	+102
H24年9月	+0.62	-0.06	+0.05	+0.22	6,892	-18
H24年10月	+0.49	-0.13	+0.05	+0.22	6,853	-39
H24年11月	+0.38	-0.11	+0.05	+0.22	6,820	-33
H24年12月	+0.33	-0.05	+0.05	+0.22	6,805	-15
H25年1月	+0.22	-0.11	+0.05	+0.22	6,772	-33
H25年2月	+0.17	-0.05	+0.05	+0.22	6,757	-15
H25年3月	+0.18	+0.01	+0.05	+0.22	6,760	+3
H25年4月	+0.35	+0.17	+0.05	+0.22	6,811	+51
H25年5月	+0.51	—	+0.05	+0.35	7,454	—
H25年6月	+0.92	+0.41	+0.05	+0.35	7,577	+123
H25年7月	+1.18	+0.67	+0.05	+0.35	7,655	+201
H25年8月	+1.30	+0.12	+0.05	+0.35	7,691	+36
H25年9月	+1.34	+0.04	+0.05	+0.35	7,703	+12
H25年10月	+1.32	-0.02	+0.05	+0.35	7,697	-6
H25年11月	+1.19	-0.13	+0.05	+0.35	7,658	-39
H25年12月	+1.10	-0.09	+0.05	+0.35	7,631	-27
H26年1月	+1.03	-0.07	+0.05	+0.35	7,610	-21

電気料金増加推定率(%)
12.4%

平成25年1月～平成26年1月	
増加額(円)	増加率(%)
838円	12.4%

※ 25年5月1日以降の使用分は、変更後の電気供給約款(平成25年5月1日実施)に基づきます。

※関西電力より(支払額は、従量電灯A、使用量:300kwhで算定)



大阪府内企業賃金改定状況

妥結額対前年比較(加重平均)

(前年・今年ともに妥結額が明らかな343組合における比較)

年	妥結額(円)		賃上げ率(%)	
	金額	対前年比 【増減率(%)】	賃上げ率(%)	対前年比 【ポイント】
24	5,328	+4 【+0.1%】	1.79	±0.00
25	5,332		1.79	

(参考)妥結額・賃上げ率の年次推移

(妥結額や平均賃金、組合員数が明らかな組合全体の集計(25年:409組合)
の推移)

上段:加重平均
下段:単純平均

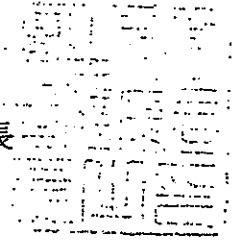
年	妥結額		賃上げ率	
	金額 (円)	前年との差 (円)	率 (%)	前年との差 (ポイント)
14	5,086 (4,402)	-871 (-749)	1.70 (1.57)	-0.32 (-0.26)
15	4,836 (4,248)	-250 (-154)	1.63 (1.51)	-0.07 (-0.06)
16	4,961 (4,411)	+125 (+163)	1.66 (1.57)	+0.03 (+0.06)
17	5,198 (4,682)	+237 (+271)	1.72 (1.66)	+0.06 (+0.09)
18	5,388 (4,967)	+190 (+285)	1.80 (1.75)	+0.08 (+0.09)
19	5,503 (5,251)	+115 (+284)	1.85 (1.86)	+0.05 (+0.11)
20	5,739 (5,127)	+236 (-124)	1.89 (1.81)	+0.04 (-0.05)
21	5,426 (4,686)	-313 (-441)	1.80 (1.64)	-0.09 (-0.17)
22	4,903 (4,567)	-523 (-119)	1.65 (1.63)	-0.15 (-0.01)
23	5,221 (4,703)	+318 (+136)	1.75 (1.68)	+0.10 (+0.05)
24	5,239 (4,747)	+18 (+44)	1.77 (1.71)	+0.02 (+0.03)
25	5,265 (4,814)	+26 (+67)	1.79 (1.74)	+0.02 (+0.03)

加重平均 =
$$\frac{\text{各組合の妥結額} \times \text{各組合の組合員数の合計}}{\text{各組合の組合員数の合計}}$$

単純平均 =
$$\frac{\text{各組合の妥結額の合計}}{\text{組合数}}$$

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



消費税率の引上げに伴う公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成25年10月1日に施行されたところである。

これに伴い、物価統制令（昭和22年勅令第118号）に基づく消費税に係る公衆浴場入浴料金を改正する場合には、公衆浴場入浴料金の統制額と消費税の関係について、現行の各都道府県の取扱いを基本としつつ、下記の点に留意の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

- 1 公衆浴場入浴料金（以下「入浴料金」という。）に係る消費税は、物価統制令による統制額に含めること。
- 2 公衆浴場事業者には課税事業者のほか、免税事業者も含まれていることから、入浴料金の統制額の算定に当たっては、課税事業者を平均的な施設として、売上げに係る消費税相当額を加算することを基本とする必要があるが、都道府県によっては、課税事業者と免税事業者の割合が異なることから、免税事業者の割合を考慮するなど、適正な方法によること。
- 3 入浴料金の統制額の算定に当たり、消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等により入浴料金の統制額を変更する場合には、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別するなど、利用者等の十分な理解が得られるよう努めること。
- 4 入浴料金の統制額の算定に当たり、10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入し、入浴料金の統制額を、従来どおり10円単位とすることができること。

消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月
国 税 庁

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

U R L <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

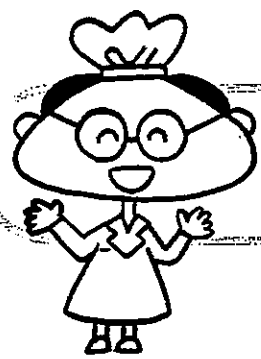
専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

U R L <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。



1 消費税はどんな仕組み？

この章では、消費税の全体像を理解いただくために、「基本的な仕組み」と「納付税額の計算方法」について説明します。

1. 基本的な仕組み

[1] 消費税はどんな税？

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です(注1)。ほぼすべての国内における商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の各段階ごとに5%（うち1%は地方消費税）の税率で課税されます(注2)。

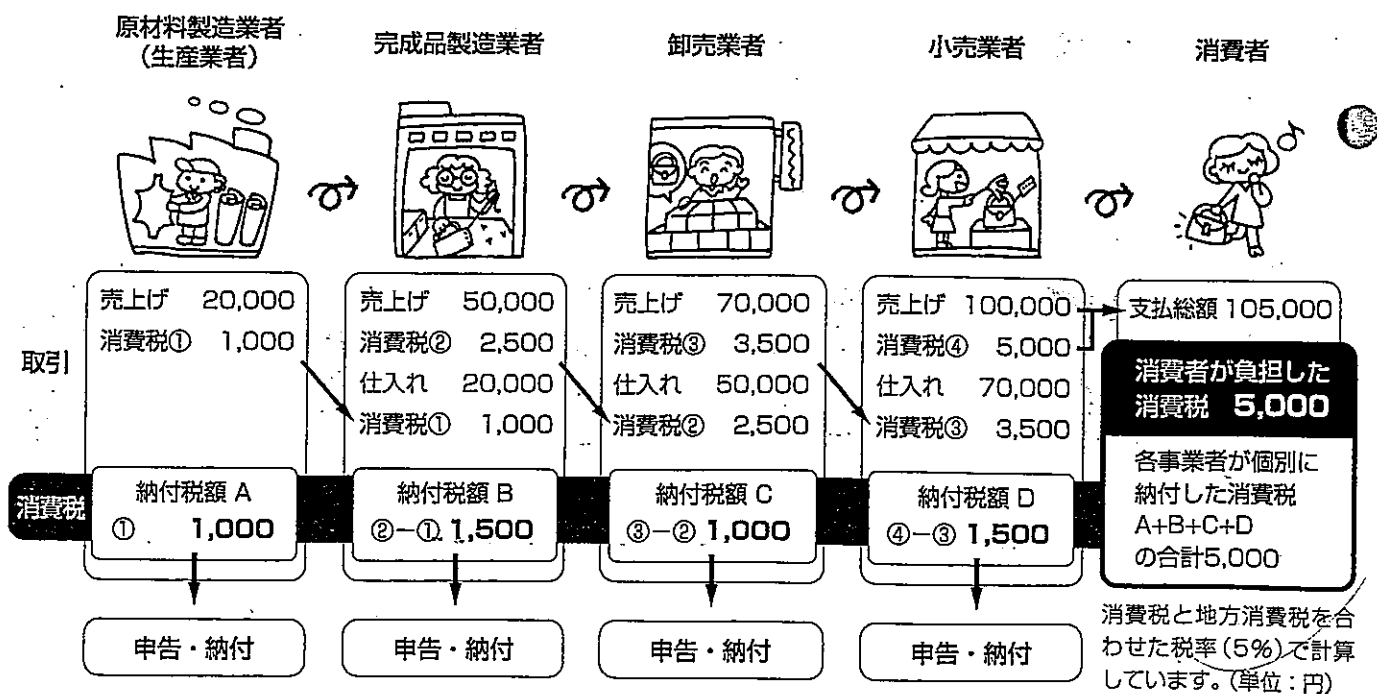
◎消費税とは、消費一般に広く公平に課税する間接税です。

[2] 消費税の負担者

消費税は、事業者に負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを受け取る消費者が負担することとなります。

- ◎消費税を負担する＝消費者
- ◎消費税を申告、納付する＝事業者

消費税の負担と納付の流れ



◎税金が価格の一部として移転することを、税の転嫁といいます。

特定の物品やサービスに課税する個別消費税(酒税・たばこ税等)とは異なる。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税率は全て社会保障4経費に充てられることとされています。詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

[3] 課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、左ページの図のように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。(注3)

◎消費税は、二重、三重に課されることのない仕組みです。

[4] 申告・納付は、だれが、どこに、いつするの？

納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者と、保税地域からの外国貨物の引取者です。

納税義務者は、所轄の税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額とを併せて納付します。(注4)

また、直前の課税期間の確定消費税額に基づき中間申告・納付をすることになります。

- ◎国内取引(事業者) = 所轄税務署長に
- ◎外国貨物の引取者 = 所轄税関長に



[5] 納税事務の負担軽減措置等

事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

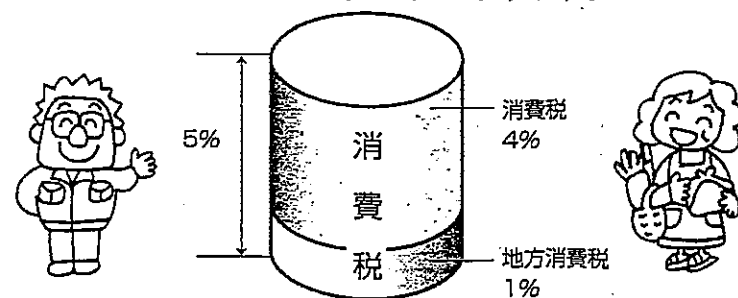
- 事業者免税点制度……基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となります。(注5)
- 簡易課税制度……基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

2. 納付税額の計算方法

[1] 税率

消費税の税率は、4%の単一税率です。(注6)

このほか地方消費税が消費税率換算で1%（消費税額の25%）課税されますから、合わせた税率は5%となります。

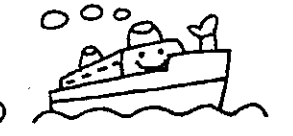


参照→課税仕入れはP5

地方消費税についても、課税仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額を基礎として計算されるので、税が累積することはない。

外国貨物の引取者は、保税地域から引き取る時まで、その所轄税関長に引取りに係る消費税額とその25%相当の地方消費税額を申告し、納付する。

参照→課税期間はP5、中間申告はP46

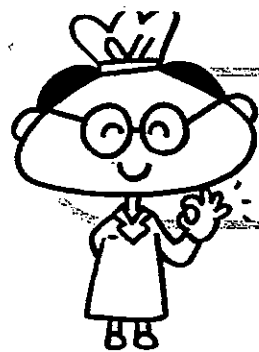


参照→基準期間、課税売上高はP5、免税事業者はP17

平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となる。(参照→P17)

参照→簡易課税制度はP35

1 消費税の仕組み
2 課税対象
3 非課税取引
4 輸出免税
5 納税義務者
6 納税義務の成立時期
7 課税標準
8 控除税額等の計算方法
9 端数計算
10 地方消費税
11 手続き
12 納税地
13 届出等
14 帳簿の保存
15 国等に対する特別
16 会計処理
17 総額表示



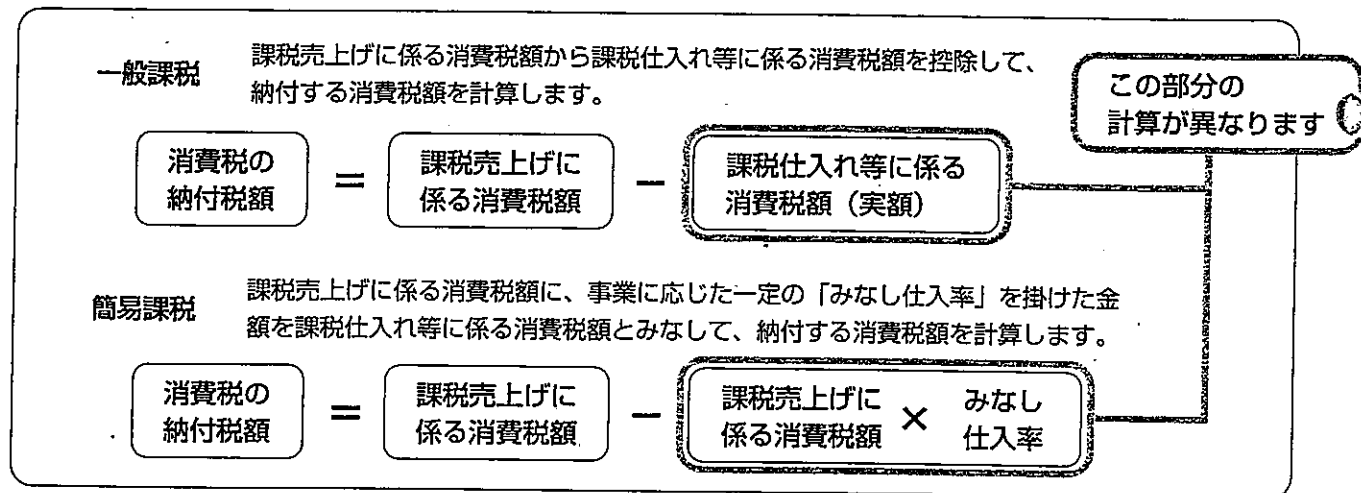
8 控除税額等の計算は？

この章では、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる「仕入控除税額」について説明します。

1. 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とは、仕入控除税額の計算方法が異なります。

納付税額の計算方法（概要）



納付税額の計算方法は？

簡易課税制度を選択しますか？

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は「簡易課税制度」を選択できます。

選択しない

選択する

一般課税 →P27

留意事項

- 一般課税により申告する事業者は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存が必要です（P30参照）。
- 帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入や経費の支払いの際の消費税分を控除することができませんので、十分ご注意ください。

簡易課税 →P35

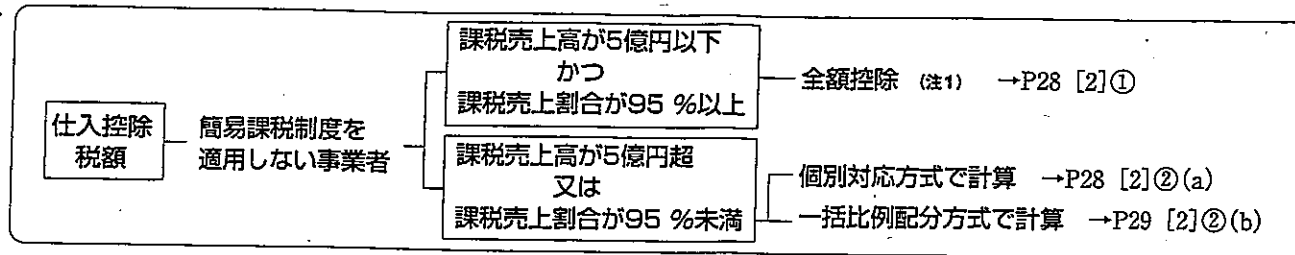
留意事項

- 「簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄の税務署長に提出する必要があります。
- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額に設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

2-(1). 一般課税の場合の計算方法

簡易課税制度を適用しない事業者の計算方法を説明します。

仕入控除税額の計算方法



[1] 課税売上割合の計算方法

課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額の計算方法は、その課税期間中の「課税売上割合」によって異なります。課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、以下の [2]①の方法により、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、[2]②の方法により計算します。(注1)

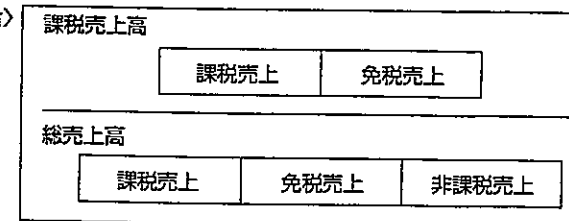
課税売上割合は、次の算式により計算します。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜き）}}$$

分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額をいいます（課税売上高と輸出による免税売上高、非課税売上高の合計額となります。）。(注1)

分子の課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいいます。これには、輸出による免税売上高が含まれます。

〈図：課税売上割合〉



それぞれの売上高には、貸倒れになった売上高を含みます。また、売上げについて返品を受けたり、値引、割戻し等を行った場合は、それらに係る金額を控除します。

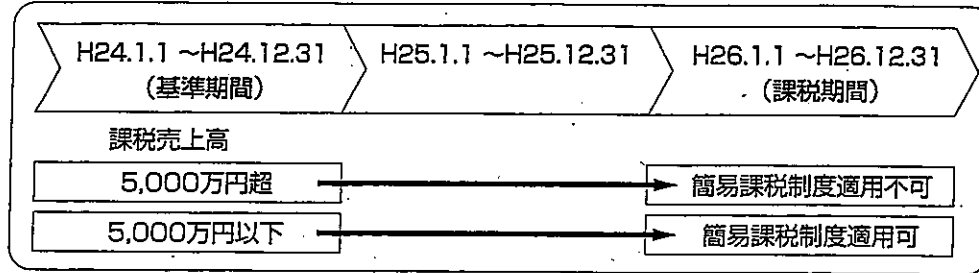
総売上高に加える特定の有価証券等の譲渡の対価の額は、その譲渡の対価の額の5%に相当する金額とされます。

課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間で除し、これに12を乗じて計算した金額）となります。

不課税取引、支払手段、特定の金銭債権及び現先取引債券（売現先）等の売上高は分母、分子に含まない。ただし、現先取引債券（買現先）等の取引のうち、金利相当部分は分母に含む。

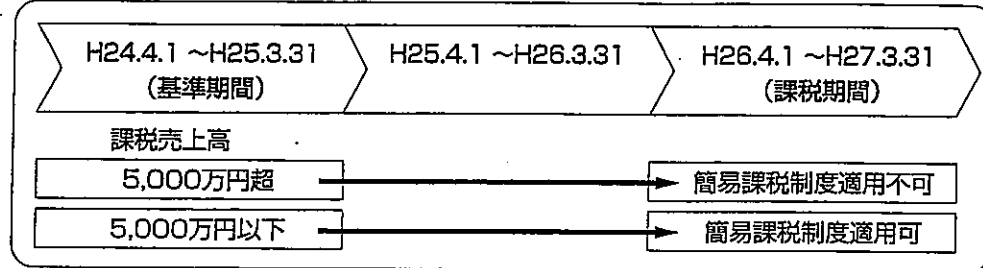
- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 端数計算
- 10 地方消費税
- 11 手続
- 12 納税地
- 13 届出等
- 14 帳簿の保存
- 15 国等に対する特例
- 16 会計処理
- 17 総額表示

○個人事業者の適用関係



○法人の適用関係

<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



[2] みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者へ販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者へ販売する事業)	80%
第三種事業 (注16)	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業 (注17)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業以外の事業 (注18) (飲食店業、金融・保険業等) ・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する。	60%
第五種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業 (注19) (第一種事業から第三種事業までに該当しないもの)	50%

注16

第一種事業、第二種事業に該当する事業、加工賃等に類する料金を対価とする役務の提供を除く。

注17

製造小売業を含む。

注18

第三種事業から除かれる、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は第四種事業に含まれる。

注19

飲食店業に該当する事業を除く。

もつとくわしく

2種類以上の事業を営んでいる場合……

事業区分は取引ごとに判定し、いずれかに区分します。
このため、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

例 小売業者が、他の者から仕入れた商品の小売と併せて自己において製造した商品を消費者に販売しているような場合
→ 事業内容が第二種事業と第三種事業に該当するので、それぞれの課税売上げについて区分する必要があります。

参照→事業の区分方法についてはP39

[3] 仕入控除税額の計算

仕入控除税額の計算は次のようになります。

① 1種類の事業のみを営む事業者

第一種事業から第五種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者は、課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率を掛けた金額が仕入控除税額となります。

1種類の事業のみを営む場合の算式

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 (注20)} \times \text{みなし仕入率}$$

注20

簡易課税制度による仕入控除税額の計算をする場合の、課税標準額に対する消費税額とは、売上対価の返還等に係る消費税の合計額を控除した残額をいう。

② 2種類以上の事業を営む事業者

第一種事業から第五種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

原則的な計算方法は、(イ)のとおりですが、次ページの(ロ)又は(ハ)の適用が認められています。

(イ) 原則的な計算方法

第一種事業から第五種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

2種類以上の事業を営む場合の原則的な算式

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 (注20)} \times \dots$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{第一種事業に係る消費税額} \\ \times 90\% \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第二種事業に係る消費税額} \\ \times 80\% \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第三種事業に係る消費税額} \\ \times 70\% \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第四種事業に係る消費税額} \\ \times 60\% \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第五種事業に係る消費税額} \\ \times 50\% \end{array} \right]$$

$$\text{第一種事業に係る消費税額} + \text{第二種事業に係る消費税額} + \text{第三種事業に係る消費税額} + \text{第四種事業に係る消費税額} + \text{第五種事業に係る消費税額}$$

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 端数計算
- 10 地方消費税
- 11 手続き
- 12 納税地
- 13 届出等
- 14 帳簿の保存
- 15 国等に対する特例
- 16 会計処理
- 17 総額表示

入浴料金改定の要否検討のポイント

1 平成24年標準公衆浴場70施設の経営状況調査結果から

- (1) 1日の大人1人あたりの営業費用が424円と現行の大人入浴料金410円を14円上回っていること。
- (2) 年間営業費用合計（70施設平均）が年間入浴料金収入（70施設平均）を上回っていること。

2 平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定されること。

3 燃料費・電気料金が平成24年以降、上昇傾向であること。

- (1) 重油価格 増加率 17.8% (H24.1~H26.1)
- (2) ガス原料価格 増加率 19.0% (H24.1~H26.1)
- (3) 電気料金 増加率 12.4% (H24.1~H26.1)

全国公衆浴場入浴料金統制額

No	都道府県名	施行年月日	入浴料金 (円)				普通浴場数 (H25. 3)
			大人	中人	小人	洗髪	
1	東京都	平成 20年 6月 15日	450	180	80	0	733
2	神奈川県	平成 20年 8月 1日	450	180	80	0	203
3	福岡県	平成 21年 2月 16日	440	180	70	0	58
4	千葉県	平成 18年 12月 1日	420	170	70	0	41
5	青森県	平成 20年 10月 20日	420	150	60	0	331
6	和歌山県	平成 21年 2月 1日	420	140	80	0	36
7	北海道	平成 20年 8月 11日	420	140	70	0	360
8	石川県	平成 20年 4月 1日	420	130	50	0	95
9	埼玉県	平成 18年 12月 26日	410	180	70	0	77
10	岡山県	平成 20年 10月 31日	410	160	70	0	29
11	京都府	平成 20年 8月 1日	410	150	60	0	203
12	兵庫県	平成 21年 1月 15日	410	150	60	0	216
13	大阪府	平成 20年 4月 21日	410	130	60	0	787
14	山梨県	平成 21年 2月 1日	400	170	70	0	21
15	福島県	平成 19年 9月 1日	400	150	90	0	14
16	岐阜県	平成 19年 4月 1日	400	150	70	0	34
17	愛知県	平成 18年 8月 30日	400	150	70	0	135
18	広島県	平成 20年 1月 1日	400	150	70	0	68
19	宮城県	平成 19年 4月 1日	400	140	80	0	9
20	滋賀県	平成 20年 3月 31日	400	140	80	0	24
21	奈良県	平成 20年 12月 1日	400	140	80	0	28
22	富山県	平成 20年 6月 5日	400	120	60	0	118
23	福井県	平成 20年 10月 1日	400	120	60	0	29
24	栃木県	平成 19年 8月 24日	390	150	80	0	12
25	山口県	平成 20年 6月 23日	390	150	80	0	33
26	鹿児島県	平成 24年 10月 1日	390	150	80	0	322
27	岩手県	平成 18年 10月 15日	390	150	70	0	23
28	新潟県	平成 19年 1月 1日	390	140	70	0	30
29	長野県	平成 19年 1月 1日	380	150	70	0	39
30	三重県	平成 20年 7月 1日	380	150	70	0	54
31	大分県	平成 19年 1月 12日	380	150	70	0	172
32	沖縄県	平成 18年 2月 11日	370	170	100	0	2
33	群馬県	平成 9年 12月 1日	360	150	70	0	28
34	徳島県	平成 20年 8月 1日	360	150	70	0	31
35	香川県	平成 20年 10月 1日	360	150	60	0	25
36	愛媛県	平成 20年 4月 1日	360	150	60	0	50
37	高知県	平成 20年 7月 15日	360	150	60	0	10
38	静岡県	平成 17年 4月 1日	360	140	70	0	12
39	秋田県	平成 12年 4月 1日	360	130	90	0	9
40	熊本県	平成 19年 2月 1日	360	120	60	0	77
41	長崎県	平成 19年 3月 15日	350	150	80	0	17
42	茨城県	平成 10年 3月 1日	350	130	70	0	5
43	島根県	平成 17年 9月 6日	350	130	70	0	1
44	宮崎県	平成 20年 2月 1日	350	130	60	0	21
45	鳥取県	平成 18年 1月 1日	350	120	60	0	11
46	山形県	平成 7年 4月 1日	300	120	80	0	1
47	佐賀県	平成 8年 2月 15日	280	130	80	50	1

公衆浴場補助対策等(平成25年度調査)

1 高齢者対策事業(12市)

高齢者向けに低料金(無料~240円)での入浴を行っている浴場または浴場組合に補助

大阪市・池田市・豊中市・摂津市・高槻市・東大阪市・寝屋川市・八尾市・柏原市・
羽曳野市・泉大津市・岸和田市

2 公衆浴場衛生対策事業(府・3市)

基幹設備の整備改善を行う浴場に対して助成

大阪府・大阪市・堺市・岸和田市

3 親子ふれあい事業(3市)

地域の交流を図るため、保護者同伴の子ども(小学生以下)の入浴料金を無料にする
公衆浴場に助成

摂津市・東大阪市・羽曳野市

4 公衆浴場業生活衛生同業組合支部運営補助金(1市)

公衆浴場業組合の活動を支援し、公衆浴場の確保を図るため浴場組合に補助

泉大津市

5 固定資産税の減免措置(28市町)

固定資産税の2/3を減免措置

大阪市・池田市・吹田市・茨木市・豊中市・高槻市・枚方市・守口市・寝屋川市・東大阪市・
大東市・門真市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・堺市・
高石市・和泉市・忠岡町・泉大津市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市

6 上水道低料金設定(36市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・茨木市・豊中市・高槻市・島本町・枚方市・
交野市・守口市・寝屋川市・東大阪市・四條畷市・大東市・門真市・松原市・八尾市・
柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・太子町・堺市・高石市・和泉市・忠岡町・
泉大津市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

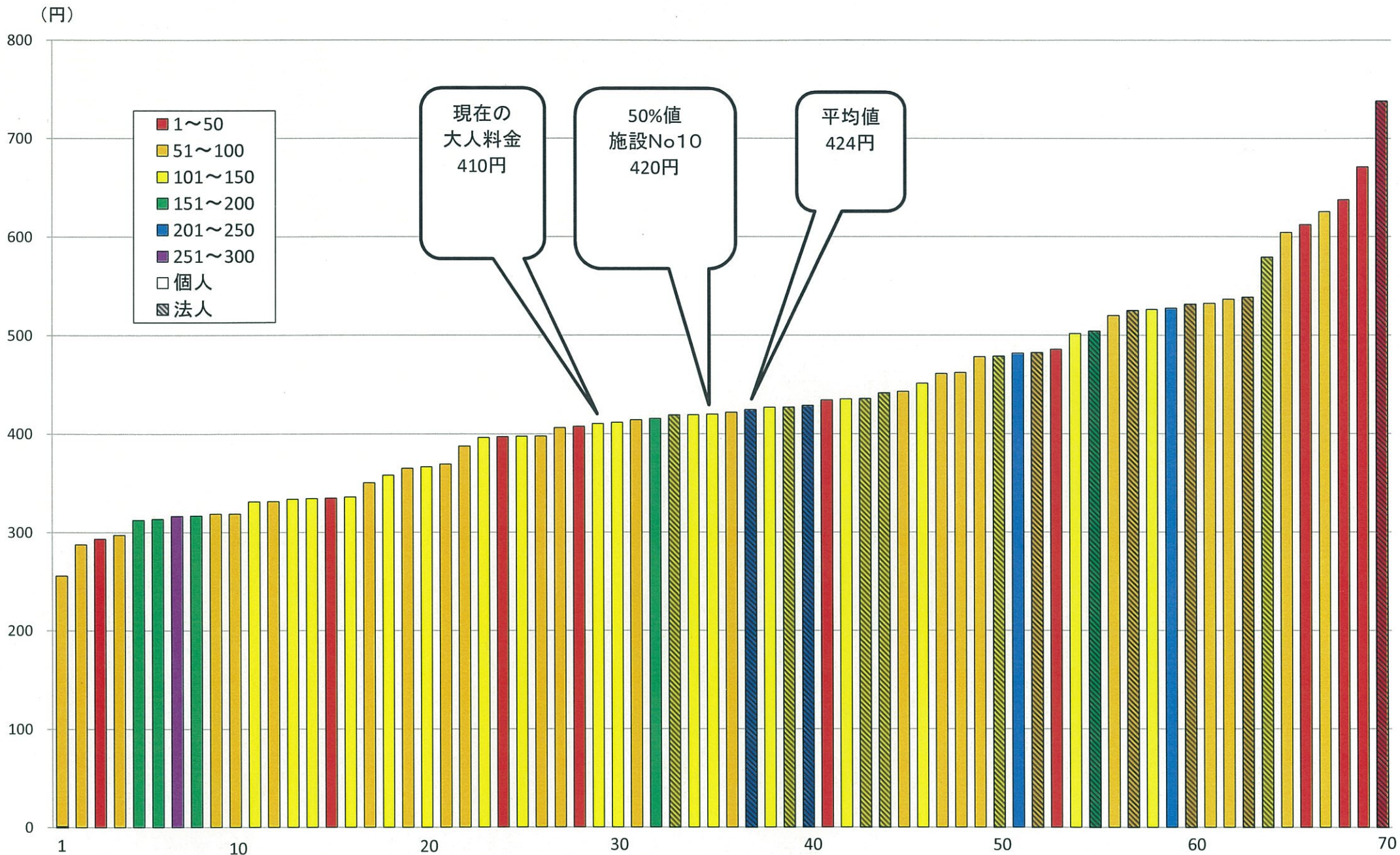
7 下水道低料金設定(35市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・茨木市・豊中市・高槻市・島本町・枚方市・
守口市・寝屋川市・東大阪市・四條畷市・交野市・大東市・門真市・松原市・八尾市・
柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・堺市・高石市・和泉市・忠岡町・
泉大津市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町

7 1日大人1人あたりの営業費用

別紙1



15 公衆浴場入浴料金改定の検討 (平成24年標準公衆浴場70施設(個人56施設 法人14施設)の1施設平均 単位(円))

別紙2

年間入浴料金収入	13,480,366	現行料金 大人410円 中人130円 小人60円
営業外収入	297,189	年間営業日数 312日
その他利益	784,585	1日平均利用者数大人換算 105人

入浴者数割合(大人93% 中人4% 小人3%)

営業費用	H24実績 (消費税5%込)	(A)の 消費税8%換算	(A)の 消費税10%換算
	(A)	(B)	(C)
1 人件費	3,613,351	3,613,351	3,613,351
2 水道料(*)	749,646	771,064	785,343
3 燃料費(*)	2,286,209	2,351,529	2,395,076
4 電気料(*)	2,232,048	2,295,821	2,338,336
5 借地借家料	726,974	726,974	726,974
6 消耗品費(*)	549,026	564,712	575,170
7 保険料	167,394	167,394	167,394
8 旅費通信費(*)	131,646	135,407	137,915
9 会費交際費(*)	179,219	184,340	187,753
10 減価償却費	1,442,390	1,442,390	1,442,390
11 修繕費(*)	554,851	570,704	581,272
12 公租公課(**)	511,632	704,209	832,593
13 支払利子	99,454	99,454	99,454
14 雑費(*)	675,034	694,321	707,178
合計(G)	13,918,874	14,321,670	14,590,199
1日あたりの費用 (年間営業日312日)	44,612	45,903	46,763
1日大人1人あたりの営業費用(H) (入浴料金) (G)÷312日÷105人	424.9	437.2	445.4
(H)-410円	14.9	27.2	35.4

(A)に 燃料費・電気料・ 人件費の増加率 を加味 (消費税5%込)	(D)の 消費税8%換算	(D)の 消費税10%換算
(D)	(E)	(F)
3,678,030	3,678,030	3,678,030
749,646	771,064	785,343
2,693,154	2,770,101	2,821,400
2,508,822	2,580,503	2,628,290
726,974	726,974	726,974
549,026	564,712	575,170
167,394	167,394	167,394
131,646	135,407	137,915
179,219	184,340	187,753
1,442,390	1,442,390	1,442,390
554,851	570,704	581,272
511,632	704,209	832,593
99,454	99,454	99,454
675,034	694,321	707,178
14,667,272	15,089,603	15,371,156
47,010	48,364	49,267
447.7	460.6	469.2
37.7	50.6	59.2

備考
注1(*) 消費税対象項目(8%:×1.08/1.05)(10%:×1.1/1.05)
注2(**)H24実績の入浴料金収入をもとに (8%時) 5%時の消費税額を差し引いて8%時の消費税額を加える 「公租公課」-「年間料金収入」×0.05/1.05×0.5 +「年間料金収入」×0.08/1.05×0.5 (10%時) 5%時の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える 「公租公課」-「年間料金収入」×0.05/1.05×0.5 +「年間料金収入」×0.1/1.05×0.5 ○簡易課税制度 「納付する消費税」=「売上に係る消費税額」 -「売上に係る消費税額」×0.5(みなし仕入率)
注3 人件費増加率「H25年度大阪府内企業賃金改定状況」から1.79%を採用
注4 重油価格増加率「大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合提供資料」から17.8%を採用
注5 電気料金増加率「関西電力提供資料」から12.4%を採用
注6 資本報酬 23,371,586円×6%=1,402,295円 資本報酬を営業費用に加えた場合(H)に43円加算することになる
注7 建物再調達費 10,609,564円×5%=530,478円 減価償却費と重なるため営業費用に加算していない。
注8 人件費は、従業員のみで営業主報酬は加算していない。 平均従業員数は2人

16 利用料金早見表

1日平均利用者数 105人 (大人 104人 中人4人 小人 3人)

別紙 3

大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入
-	0	0	-	-	+10	0	-	-	+20	0	-	-	+30	0	-	-	+40	0	-	-	+50	0	-
410	130	60	43,340	410	140	60	43,380	410	150	60	43,420	410	160	60	43,460	410	170	60	43,500	410	180	60	43,540
420	130	60	44,380	420	140	60	44,420	420	150	60	44,460	420	160	60	44,500	420	170	60	44,540	420	180	60	44,580
430	130	60	45,420	430	140	60	45,460	430	150	60	45,500	430	160	60	45,540	430	170	60	45,580	430	180	60	45,620
440	130	60	46,460	440	140	60	46,500	440	150	60	46,540	440	160	60	46,580	440	170	60	46,620	440	180	60	46,660
450	130	60	47,500	450	140	60	47,540	450	150	60	47,580	450	160	60	47,620	450	170	60	47,660	450	180	60	47,700
460	130	60	48,540	460	140	60	48,580	460	150	60	48,620	460	160	60	48,660	460	170	60	48,700	460	180	60	48,740
470	130	60	49,580	470	140	60	49,620	470	150	60	49,660	470	160	60	49,700	470	170	60	49,740	470	180	60	49,780
480	130	60	50,620	480	140	60	50,660	480	150	60	50,700	480	160	60	50,740	480	170	60	50,780	480	180	60	50,820
490	130	60	51,660	490	140	60	51,700	490	150	60	51,740	490	160	60	51,780	490	170	60	51,820	490	180	60	51,860
500	130	60	52,700	500	140	60	52,740	500	150	60	52,780	500	160	60	52,820	500	170	60	52,860	500	180	60	52,900

大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入
	0	+10		-	+10	+10	-	-	+20	+10	-	-	+30	+10	-	-	+40	+10	-	-	+50	+10	-
410	130	70	43,370	410	140	70	43,410	410	150	70	43,450	410	160	70	43,490	410	170	70	43,530	410	180	70	43,570
420	130	70	44,410	420	140	70	44,450	420	150	70	44,490	420	160	70	44,530	420	170	70	44,570	420	180	70	44,610
430	130	70	45,450	430	140	70	45,490	430	150	70	45,530	430	160	70	45,570	430	170	70	45,610	430	180	70	45,650
440	130	70	46,490	440	140	70	46,530	440	150	70	46,570	440	160	70	46,610	440	170	70	46,650	440	180	70	46,690
450	130	70	47,530	450	140	70	47,570	450	150	70	47,610	450	160	70	47,650	450	170	70	47,690	450	180	70	47,730
460	130	70	48,570	460	140	70	48,610	460	150	70	48,650	460	160	70	48,690	460	170	70	48,730	460	180	70	48,770
470	130	70	49,610	470	140	70	49,650	470	150	70	49,690	470	160	70	49,730	470	170	70	49,770	470	180	70	49,810
480	130	70	50,650	480	140	70	50,690	480	150	70	50,730	480	160	70	50,770	480	170	70	50,810	480	180	70	50,850
490	130	70	51,690	490	140	70	51,730	490	150	70	51,770	490	160	70	51,810	490	170	70	51,850	490	180	70	51,890
500	130	70	52,730	500	140	70	52,770	500	150	70	52,810	500	160	70	52,850	500	170	70	52,890	500	180	70	52,930

大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入	大人	中人	小人	1日 料金収入
	0	+20		-	+10	+20	-	-	+20	+20	-	-	+30	+20	-	-	+40	+20	-	-	+50	+20	-
410	130	80	43,400	410	140	80	43,440	410	150	80	43,480	410	160	80	43,520	410	170	80	43,560	410	180	80	43,600
420	130	80	44,440	420	140	80	44,480	420	150	80	44,520	420	160	80	44,560	420	170	80	44,600	420	180	80	44,640
430	130	80	45,480	430	140	80	45,520	430	150	80	45,560	430	160	80	45,600	430	170	80	45,640	430	180	80	45,680
440	130	80	46,520	440	140	80	46,560	440	150	80	46,600	440	160	80	46,640	440	170	80	46,680	440	180	80	46,720
450	130	80	47,560	450	140	80	47,600	450	150	80	47,640	450	160	80	47,680	450	170	80	47,720	450	180	80	47,760
460	130	80	48,600	460	140	80	48,640	460	150	80	48,680	460	160	80	48,720	460	170	80	48,760	460	180	80	48,800
470	130	80	49,640	470	140	80	49,680	470	150	80	49,720	470	160	80	49,760	470	170	80	49,800	470	180	80	49,840
480	130	80	50,680	480	140	80	50,720	480	150	80	50,760	480	160	80	50,800	480	170	80	50,840	480	180	80	50,880
490	130	80	51,720	490	140	80	51,760	490	150	80	51,800	490	160	80	51,840	490	170	80	51,880	490	180	80	51,920
500	130	80	52,760	500	140	80	52,800	500	150	80	52,840	500	160	80	52,880	500	170	80	52,920	500	180	80	52,960